

青森県教育委員会第902回定例会会議録

1 期 日 令和6年3月25日（月）

2 開 会 午後1時30分

3 閉 会 午後2時10分

4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

議案第1号 青森県学校教育情報化推進計画について・・・・・・・・・・原案決定

議案第2号 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針について・・・・原案決定

議案第3号 青森県文化財保護審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定

議案第4号 障害に関する用語の表記の整理に関する規則案について・・・・原案決定

議案第5号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について・・・・原案決定

議案第6号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を
改正する規則案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第7号 青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則案について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第8号 県重宝の指定及び追加指定について・・・・・・・・・・原案決定

そ の 他 職員の懲戒処分状況について

6 出席者等

・出席者の氏名

風張知子（教育長）、平間恵美、戸塚 学、新藤幸子、安田 博、松本史晴

・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

小坂教育次長、長内教育次長、高橋教育政策課長、早野職員福利課長、嗟峨学校教育課長、吉川教職員課長、木村学校施設課長、小館生涯学習課長、伊藤スポーツ健康課長、坂本文化財保護課長、外崎高等学校教育改革推進室長

・会議録署名委員

新藤委員、松本委員

・書記

小林浩一、小路口晶子

7 議 事

報告第1号 議案に対する意見について

(小坂教育次長)

この度の案件は、県議会第317回定例会に追加提出された「令和5年度青森県一般会計補正予算(第6号)案(教育委員会所管分)」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、同条第2項の規定により御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

「令和5年度青森県一般会計補正予算(第6号)案(教育委員会所管分)」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、26億1,120万9千円の減額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,172億2,791万3千円となる。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、お手元に配布している参考資料のとおりとなる。

また、この議案については、先の県議会において原案どおり可決されている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 青森県学校教育情報化推進計画について

(嵯峨学校教育課長)

青森県学校教育情報化推進計画について説明する。会議資料は2ページであるが、参考資料2ページを御覧いただきたい。それでは、計画の概要を参考資料2ページにより説明する。

最初に「1 策定の趣旨」についてである。令和元年6月に公布・施行された「学校教育の情報化の推進に関する法律」第9条の規定により、都道府県は、都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策に係る計画を策定するよう努めなければならないこととなっている。このことから、本議案は、国が令和4年12月26日に策定した学校教育情報化推進計画を基に、本県における「学校教育情報化推進計画」を策定するものである。

次に、「2 策定の経過」について説明する。令和5年2月に本計画を検討するため、教育次長を議長とし、関係課長等で組織する青森県学校教育情報化推進庁内検討会議を設置し、令和5年2月と10月に検討会議を開催した。また、検討会議の協議を補助するための庁内関係者によるワーキンググループを組織し、これまで3回のワーキンググループ

会議を開催した。

これらを経て、計画案を策定し、令和6年1月26日から2月26日までパブリック・コメントを実施したが、提出された意見はなかった。

それでは、計画の概要について説明する。別添資料「青森県学校教育情報化推進計画」の2ページをお開きいただきたい。

「(2) 計画の期間」については、令和6年度から令和10年度までの5年間とするが、計画期間中であっても必要に応じて内容の点検・見直しを行うこととする。

3ページ、「(3) 計画の対象」については、県が県立学校の設置者の責務として実施する学校教育の情報化の推進に関する方針・施策等に加え、市町村や関係機関等との連携・協力に関しても示している。

4ページ以降には、「本県の学校教育の情報化の現状と課題」として、「(1) 児童生徒の資質・能力」、「(2) 教職員の指導力」、「(3) ICTの環境整備」、「(4) 学校における働き方改革と組織・体制」の4つの事項について記載している。

13ページ以降には、「基本方針」を示している。(1)にある「基本理念」の実現に向けて、「ア ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成」、「イ 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保」、「ウ ICTを活用するための環境の整備」、「エ ICT推進体制の整備と校務の改善」の4つの基本方針を定めた。これについては、国が示した基本方針と変わらないものとなっている。加えて、「(3) 施策を進める上での共通の視点」として、「ア 個人情報の保護等」、「イ 利用者の視点」、「ウ 地域や大学、民間事業者等との連携」について記載している。

16ページ以降では、青森県における学校教育の情報化に関する取組と目標について示している。「(1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成」に向け、「ア 学び・指導の変革による児童生徒の情報活用能力の育成」「イ 特別な配慮を必要とする児童生徒の学びへのICT活用」の取組を進める。

17ページであるが、「(2) 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保」に向け、「ア 教職員のICT活用指導力の向上」、「イ 学校のICT活用支援」の取組を進める。

「(3) ICTを活用するための環境の整備」に向け、「ア 1人1台端末環境や安定した通信環境の確保」、「イ 児童生徒の情報モラル・情報セキュリティ意識の向上」、「ウ 教育データの利活用」の取組を進める。「(4) ICT推進体制の整備と校務の改善」に向け、「ア ICTを活用した校務効率化による教職員の負担軽減」、「イ 県・市町村など関係機関との知見の共有」の取組を進める。

最後に、19ページには、評価指標を記載している。

以上が、青森県学校教育情報化推進計画についての概要となる。ただいま説明したとおり、今後はこの計画に基づき、学校教育の情報化に向け着実に取り組んでいく。

(戸塚委員)

今回の「青森県学校教育情報化推進計画案」であるが、ここのところはまったなしの部分であり、案を見ると何が課題で何を目的としてどういう取組をするかということが、非常にうまく整理されている。また、どうしてもこういう情報化推進計画というと、専門的な用語がたくさん出てくるが、非常に丁寧に注釈をつけながら説明されている。ともする

と、こういう専門的な用語や横文字が出てくるといふ話にもなるかもしれないが、もうそこに読む側も入っていかなければならない時代になっているというところで、皆さんに情報を丁寧に提示しながらみんなで新しいものに向かっていこうというような内容になっていると思う。

数値的に見ると努力が必要な部分もあるが、点検・見直しを常にやっていくこと、そして県教育委員会で考えたことを市町村や関係機関等と連携・協力するということが一番最初のところで書かれているという部分では、こういった県教育委員会の新しいものが、県立学校だけではなく、義務教育のこどもたちにも届くということで記載をしているところである。

それから、最後のところに目標値として100パーセントということで掲げられている。どうしても全国レベルと比較してどうだという議論になってしまう部分もあるが、青森県としては100パーセントにしようという目標値を設定したということで、これからこの計画を展開する上で本当に御苦労もあると思うが、こどもたちがこの計画によって新しい時代に自分の力を発揮できるよう事務局の方も展開をお願いしたい。

(平間委員)

今回、大変よくまとまっており、現場の先生方にも読んでいただく、あるいは県民の皆様にも読んでいただいても非常に分かりやすくなっていると思う。

私の方からは教員の指導力というところで、不安な先生方もたくさんいると思っている。指導力については全国平均と比べておおむね同じという数字は出ているが、これまでの打ち合わせでもそれぞれの先生方のスキルの格差が懸念されるという声が聞こえている。先進的ががんばっている事例を教員の中でも共有して、よいものはどんどん取り入れて格差がないように広めていただければと思う。

また、11ページからの働き方改革についてであるが、まさにこれは今、知事が話している働き方改革につながっていく手立てに最もつながると思っている。これについても推進するように現場の皆さんで共有していただければよいと思う。

とりわけ、19ページの目標値が100パーセントということで、本当に心強く思っている。事務方、先生方、それから教育委員会が一丸となって、この目標値が達成されるようにがんばっていきたいと思った。

(新藤委員)

皆さんおっしゃられているとおり、非常に分かりやすかつくっていただいております、何が問題かというところも非常に分かりやすかつくっていただいていると思っている。特に9ページの辺りで、ICTの活用指導力の研修を受講した先生方は、全国と比べても非常に関心が強いと思っている。何が問題かという、次の10ページにある統合型校務支援システムの方の整備を急いでいただくと、おそらく先生方も助かるのではないかと考えているので、できるだけ早くこどもたちに還元できるように進めていただければと思う。

(安田委員)

19ページの評価指標であるが、これは1日も早く目標を達成できればと思う。また、

こどもたちはもちろん先生方の指導方法や自身のスキル向上についても様々大変なことがあると思うが、教育委員会として手厚くバックアップして対応していければと思っている。

(教育長)

ほかに御意見等はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

議案第2号 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針について

(伊藤スポーツ健康課長)

会議資料3ページ、参考資料3ページを御覧いただきたい。

それでは、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針の概要等について、参考資料を基に説明する。

「1 策定の趣旨」についてであるが、令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁は、平成30年に策定した「運動部活動と文化部活動に関するガイドライン」を統合した上で全面的に改定するとともに、学校部活動の地域移行の受け皿となる地域クラブ活動の在り方等も含めた新たなガイドラインを策定した。

また、本県の実情として、少子化の進展や教員の多忙化等の課題を踏まえ、児童生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協同の下、持続的な活動環境を整備することが重要となっている。

これらのことを踏まえ、県教育委員会が策定した現行の運動部活動の指針及び文化部活動の指針について、教職員の負担を軽減する仕組みづくりなど、教職員の負担の軽減を考慮して見直すとともに、新たな地域クラブ活動の実施に当たって留意すべき事項を盛り込んだ新たな指針を策定することとしたものである。

次に、「2 策定の経過」としては、令和5年6月に学識経験者、学校関係者、スポーツ文化団体等の関係者等で組織する指針作成会議を設置し、令和5年11月までに会議を3回開催し、指針(案)を取りまとめた。その上で、令和6年1月15日から2月13日までパブリック・コメントを実施している。

それでは、パブリック・コメントの結果について御説明するので、4ページ参考資料2の表紙を御覧いただきたい。

このたびのパブリック・コメントでは、5名、1団体から27件の御意見をいただいた。

提出された御意見については、「3 区分別件数」のとおり、「Ⅰ 学校部活動」に対するものが13件、「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」に対するものが4件、「Ⅲ 大会等の在り方の見直し」に対するものが3件、「Ⅳ 今後に向けて」に対するものが1件、「Ⅵ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動Q&A」に対するものが2件、「その他」が4件となっており、「4 反映状況」については、文章修正等としたものが6件となっている。

5ページを御覧いただきたい。

パブリック・コメントで提出された御意見とそれに対する県教育委員会の考え方をまとめている。本ページの番号1～3と、10ページの番号21、22の御意見について、提

案内容を踏まえて修正した。

修正内容について御説明するので、11ページを御覧いただきたい。

まず、番号1、2については、「策定の趣旨」に、顧問の実質上の強制、専門外・指導経験のない部活動の受け持ちといった教職員の負担を軽減する仕組みづくりなど、教職員の負担の軽減を考慮して見直す旨の記述を追加した。また、番号3及び21についても、それぞれの御意見を踏まえて修正している。12ページ、番号22については、御意見を踏まえて「VI Q&A」に食物アレルギー等を含むアナフィラキシーについての記述を加えている。

次に、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針の概要について御説明するので、15ページの参考資料3を御覧いただきたい。

主な内容として、「学校部活動」では、「適切な運営のための体制整備」について、複数の顧問が配置できる学校部活動数を適正な部活動数の目安として示すとともに、学校の設置者が、学校部活動が適正な数となるよう指導・助言すること、部活動指導員を積極的に任用し、部活動指導員が指導等を担う体制を構築するなどとしている。また、県教育委員会が、人材バンクを整備することや、指導者の養成や資質向上に取り組むことなどとしている。

また、「適切な休養日等の設定」については、中学校及び高等学校のハイシーズンの設定の可否を校長が判断することや、ハイシーズンの期間や休養日等について示している。

「児童生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備」については、スポーツ・文化芸術に親しませ、参加しやすくする工夫や配慮をすることや、児童生徒の意思に反して強制的に加入させないことを、「学校部活動の地域連携」については、学校種を越えた、多様な交流の機会の確保や、地域との連携による活動を増やすことなどを示している。

また、「新たな地域クラブ活動」では、学校部活動と同様に生徒の心身の成長に配慮した活動を行うための留意事項として、年間の活動計画、毎月の活動計画の作成・管理責任の主体の明確化、学校部活動に準じた休養日や活動時間の設定などを示している。

「大会等の在り方の見直し」では、大会参加資格について、新たな地域クラブ活動や複数校合同チームも参加できるよう見直すことや、部活動指導員による引率が可能となるよう見直すことなどを示している。

そのほか、「スポーツ傷害の予防と応急手当」、「Q&A」の内容の見直し等を行っている。指針の概要の説明は以上となる。

なお、パブリック・コメントの結果及び本指針については、本定例会で決定後、公表することとしている。

(戸塚委員)

学校部活動の新たな一つの指針としてここに案が上げられたわけであるが、少子化への対応、働き方改革への対応という大きな2つのものがあると思う。以前も他の項目の時にも話をしたと思うが、対応ではあるが最適化というかポジティブな方向性を出すという意味で書かれていると思う。絶対後ろ向きにならず前向きに対応し、それが最適化という形だと思っており、そうなったときに子どもたちのニーズが一番で、地域の実情に沿うというのも非常に重要なところだと思う。その辺のところはもちろん書かれているが、前向き

な対応、最適化をめざす方向ということで理解をしているが、今後教育委員会としてこの部分に関して推進をしていくということで確認をした。

(平間委員)

それぞれの役割分担が明確になり、非常に分かりやすかったと思う。また学校長の責任も明確になり、市町村教育委員会、県教育委員会、知事部局との連携がこれからさらに必要になるのではないかと思う。

とりわけ、これから子どもたちが少なくなる上で、個々の願いを叶えてあげるのは非常に難しい状況であると思うが、子どもが少なくなっている分、一人ひとりが活躍できる場である部活動については、これからも多くの県民の方々が期待するところだと思うし、これから国スポも控えて、子どもたちが一層部活動を通して体の発育、自分たちの運動能力がそれぞれ発揮できるような部活動の現場であることを切に願いたいと思う。

それから、今回、大会の在り方、大会についての引率の運営に係ることも明記して下さったのは、非常にこれから期待が持てることではないかと思う。

これまでのいろいろな意見を様々取り入れてくださった上でこの形になったと思うので、ぜひこれも現場でよく落とし込みをしていただいで、活用していただくことを切に願いたいと思う。

(教育長)

ほかに御意見等はあるか。なければ議案第2号については原案のとおり決定する。

議案第3号 青森県文化財保護審議会委員の人事について

(坂本文化財保護課長)

文化財保護法及び青森県文化財保護審議会条例の規定に基づき委嘱又は任命している青森県文化財保護審議会委員の任期が、令和6年4月8日をもって満了となるので、委員15名を委嘱又は任命するものである。詳細は、参考資料の16ページを御覧いただきたい。

今回委嘱又は任命する委員のうち、新任は県重宝の美術工芸品を担当していただく佐々木あすか氏、民俗文化財を担当していただく村中健大氏の2名で、岡田俊治氏外12名は再任である。

なお、委員の任期は、令和6年4月9日から令和8年4月8日までの2年間である。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第3号については原案のとおり決定する。

議案第4号 障害に関する用語の表記の整理に関する規則案について

(早野職員福利課長)

今般、知事部局において、当事者等関係者の意見を踏まえ、条例等における漢字の「障害」表記を、「障害」の「害」の字について、漢字表記から平仮名表記に改めることから、教育委員会においても、知事部局の改正方針に準じて、青森県立郷土館規則など5つの規則について、所要の整理等を行うため提案するものである。

なお、この規則は、令和6年4月1日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第4号については原案のとおり決定する。

議案第5号 青森県立学校学則の一部を改正する規則案について

(吉川教職員課長)

青森県立学校学則の一部を改正する規則案について御説明する。

この度の改正は、県立青森工業高等学校等の定時制の課程の閉課程並びに県立青森南高等学校等の学科の設置及び廃止に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

概要の1点目としては、県立青森工業高等学校、県立弘前工業高等学校及び県立八戸工業高等学校の定時制の課程を閉課程するものである。

2点目としては、県立青森南高等学校の外国語科を募集停止し、グローバル探究科に改編するとともに、県立柏木農業高等学校の生活科学科を募集停止するものである。

また、改正後の規則は、令和6年4月1日から施行するものである。

なお、概要の2点目についてであるが、県立青森南高等学校の外国語科及び県立柏木農業高等学校の生活科学科は、改正後の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第5号については原案のとおり決定する。

議案第6号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案について

(スポーツ健康課長)

この度の改正は、学校における労働安全衛生管理体制の整備を図るため、県立学校に新たに労働安全衛生法に基づく「産業医」を学校医のほかに配置することとし、これに伴い、学校医のうち、職員の保健管理について総合的に指導・助言に当たる学校医として設置している、現行の「健康管理医」を廃止するため、所要の整備を行うものである。

この規則は、令和6年4月1日から施行するものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第6号については原案のとおり決定する。

議案第7号 青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則案について

(坂本文化財保護課長)

青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則案について御説明する。

本議案は、三内丸山遺跡センターの施設の一つとして、「青森の縄文遺跡群情報発信拠点施設」を設置することに伴い、同施設の開所時間等について、所要の整備を行うために提案するものである。

改正内容については、主に次の3点である。

まず、(1)の情報発信施設の開所時間については、所長が別に定めることとする規定を加えるものである。

次に、(2)の情報発信施設の休所日については、年末年始などを休所日とする規定等を加えるものである。

最後に、(3)については、漢字の「障害」の表記を平仮名に改めるなどの改正を行うものである。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第7号については原案のとおり決定する。

議案第8号 県重宝の指定及び追加指定について

(坂本文化財保護課長)

令和6年3月11日に開催された青森県文化財保護審議会において、県重宝(建造物)「旧石戸谷家住宅」及び「小田八幡宮八脚門」を指定し、県重宝(考古資料)「鹿島沢古墳群出土品(一括)」を追加指定することが適当であると答申があったため、提案するものである。

参考資料の18ページを御覧いただきたい。

まず、「旧石戸谷家住宅」は、日本を代表する近世末期の大規模茅葺民家で、津軽地方の最上層民家の形態を示し、後世の改造も少なく部材の残存度が高いため、県重宝として指定に値するものである。

参考資料の20ページを御覧いただきたい。

「小田八幡宮八脚門」は、建立から約170年が経過しているが、屋根の葺替が桁葺を銅板菱葺に改修した以外は、増改築などによる建物根幹部の変更はなく現在に至っており、簡素な造りでありながら優美端嚴の趣を見せ、当時の伝統的木割法の手法が随所に見られる貴重な八脚門であり、県重宝として指定に値するものである。

これら2点は県重宝に指定し、永く保護すべきものと考えている。

参考資料の22ページを御覧いただきたい。

「鹿島沢古墳群出土品（一括）」は、昭和43年の出土品を主とする27点が平成14年に県重宝に指定されたものである。今回追加指定する36点は出土状況が明確なうえ、漆や木質が残るなど保存状態も良好であり、平成14年に指定されたものの評価をさらに高めるものであることから、県重宝に追加指定し、永く保護すべきものと考えている。

（安田委員）

今回の県重宝の指定は大変喜ばしいことである。建物に関してであるが、先日地元の五所川原市の一番大きい神社が全焼する火災があった。県重宝ではない建物であるが、こういう地元で愛されている建物というのは大事にしていかなければならないと思うので、火災等の災害には十分に注意していただければと思う。

（教育長）

他に御意見等はあるか。なければ議案第8号については原案のとおり決定する。

その他 職員の懲戒処分の状況について

（教育長）

職員の懲戒処分の状況については、資料のとおりである。何か質問、意見はあるか。

職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。